

## 第2回武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (令和2年2月5日開催)での決定事項

### 【現状での方針】

国内に十数例感染例が見られるものの、いわゆるパンデミックに当たるとはいえず、都内においては「新型インフルエンザ等対策行動計画」における『都内発生早期』に当たると考え、これに準じた取り組みを継続して行う。

### 【基本的考え方】

WHOや国の発表、医療などの専門的見解など、今後も情報収集に努め、関係部署及び機関と連携を図るとともに、冷静な判断、落ち着いた対応を心がけていただきたい。

### 【本部長指示事項】

#### 1 市役所及び関連施設における新型コロナウイルス関連感染症対策の徹底

##### ○感染予防啓発ポスター

(掲出場所)

トイレ、洗面所、調理場などの手洗い場、その他施設出入口、エレベーターホール等の目立つ場所。

\* 当面はデータで送付されたものを各部署で印刷し掲出すること。A3 カラー版については健康課で作成し、出来次第各部署に送付する。

\* 掲出については、各施設の施設管理者が行う。

##### ○窓口職員のマスク着用

・ 市民等と対応することの多い窓口職場の職員については、当面の間マスクを着用すること(おおむね2週間)。

・ 「職員のマスク着用の断り書き」を市民等に見える場所に、掲出すること。

##### ○手指消毒液、手洗いせっけんの在庫確認等

・ 本庁内トイレ設置分の液体せっけんの在庫及び調達方法については、管財課が確認すること。

・ その他市関連施設については、各所管から各施設管理者に確認させること。

##### ○各施設に設置されている温風ハンドドライヤーの取り扱い

・ 感染リスクの観点から使用を中止する。

\* 現在は「都内発生早期」に当たり、行事やイベントを中止する段階にはない。しかし、今後も情報収集を継続し「都内感染期」となった場合の検討をしておくこと。

\* 財政援助出資団体へは、所管部長から適時指導、助言を行うこと。

(次ページに続く)

## 2 市民への情報提供の充実

### ○市民に対する感染症予防策の周知

- ・ 現状ではインフルエンザと同様の予防策が有効であることを広く市民に周知すること。

### ○市の具体的対応についての市民周知

- ・ 2月15日号市報に国、都などの相談窓口も含めた関連記事を掲載する。
- ・ ホームページに、具体的取組内容を公開すること。
- ・ 公表内容は全庁的に周知すること。

以 上